

森町産後ケア事業のご案内

出産されたママと赤ちゃんの新生活をスムーズにスタートするため、医療機関や助産院にて宿泊や日帰り、または助産師の訪問でママの体や赤ちゃんのケア、授乳指導・育児指導などが受けられる事業です。

対象者

森町に住民票がある方で、産後1年までのママと赤ちゃん。

- ①利用可能施設によって利用できる月齢が異なります。
- ②ママだけでも利用できます。
- ③医療行為や感染症にかかっている場合は利用できません。
- ④流産・死産・中絶・新生児死等を経験した場合も利用いただけます。

産後ケアの内容

ママの休息や産後の生活や栄養の相談アドバイス、授乳の相談、赤ちゃんのお世話の方法や相談などを受けられます。

- ①短期入所型、②通所型（日帰り）、③居宅訪問型 から選べます。

※利用可能施設は別紙を参照いただくか健康こども課へお問い合わせください。

費用（公費負担額）

サービスの利用料は利用可能施設によって異なります。

利用料の一部が公費によって負担されるため、利用者が支払う金額は自己負担額×利用日数分となります。

(別紙の【利用可能施設ごとの自己負担額】を参照してください。)

※ママと配偶者の課税状況によって自己負担額は変わります。

※多胎児の場合、追加料金が必要な施設もあります。

※居宅訪問型は、別途交通費が必要な場合があります。

自己負担額

1日あたりの自己負担額×利用日数

利用上限

宿泊型・デイサービス型・居宅訪問型あわせて7回まで（宿泊型は1泊2日で2回になります）



産後ケア事業として
これらのサービス
ご利用いただけます。



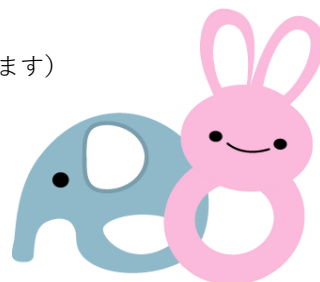
宿泊型



通所型



訪問型



利用方法

1. 相談

利用希望がありましたら、森町役場健康こども課にご相談ください。

保健師が、ママの困りごとや不安などをうかがい、総合的に判断した上で必要と思われるサポートを紹介します。

事業の利用時期が決まっている場合は、概ね妊娠8か月から申請ができますので出産前にご相談ください。

産後ケア事業が適当と判断された場合は、利用日も相談していきます。

場合により、産後ケア事業以外のサポート等をご案内します。

2. 申請

利用開始日が決まりましたら、「森町産後ケア事業利用（延長）申請書」、「森町産後ケア利用者減免承認申請書」に記入のうえ、健康こども課に申請してください。

■申請時の持ち物

次の場合は、以前お住まいの市町から「市町村民税課税証明書」を取り寄せてください。

前年の1月2日以降に森町へ転入された方で、1～6月に申請される場合

当年の1月2日以降に森町へ転入された方で、7～1月に申請される場合

3. 利用施設の決定

健康こども課から希望の利用可能施設へ連絡し、希望日に利用可能か調整を行います。

利用施設が決定しましたら、健康こども課から「森町産後ケア事業利用承認通知書」が届きます。

4. 利用準備

※利用可能施設の都合が見つからない場合、日程の変更をお願いすることがあります。

「森町産後ケア事業利用承認通知書」をお渡しします。利用者が、利用する医療機関または助産院等へ連絡し、詳細事項（事業案内や持ち物等）について確認の連絡をしてください。

5. 利用

お母さんと赤ちゃんで利用を開始してください。

（一部兄弟も利用できる施設もあります）

6. 支払い

利用終了後、自己負担額を利用可能施設へ直接お支払いください。

持ち物

サービスや持ち物は異なりますので利用可能施設にご確認ください。

利用上の注意

利用の中止や変更がある場合は、必ず速やかに利用可能施設へご連絡ください。連絡が無い場合、キャンセル料が発生することがあります。

相談・問合せ先

森町健康こども課こども家庭係

電話 0538-86-6330

